写

健　第　４０８　号
平成 30 年 6 月 12 日

岩手県国民健康保険運営協議会会長　様

岩手県知事　達　増　拓　也

国民健康保険事業の運営に関する事項について（諮問）

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、国民健康保険の運営に関する下記の事項について、あらかじめ決定する必要がありますので、貴協議会の意見を求めます。

記

1　平成 31 年度の国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること